

## Arkema France 販売一般条件

本販売一般条件（以下「販売一般条件」という）の中で、「売主」とは Arkema France、「買主」とは売主が製品（以下「製品」という）の代金を請求する人、「当事者」とは買主と売主をまとめて指します。

### 1. 販売一般条件の適用

- 当事者間で書面により合意された別段の条項がある場合を除き、販売一般条件は売主が買主との間で行なう取引を規定する唯一の条件であり、買主の購買一般条件及びその他あらゆる明示的又は黙示的な条件は明白に除外されます。買主は注文を行なうことにより、販売一般条件を留保なしに全面的に承諾したことになります。
- 売主が明示的に認めた場合を除き、いかなる特約条項も販売一般条件に優先されることはありません。

### 2. 契約の成立

- 契約は、買主が行なった注文を売主が書面によって明示的に受理した時点で成立します。買主に対して提出された見積り（その形式を問いません）は、本販売一般条件に準拠します。製品は契約締結の際に合意された価格で請求されます。
- 買主は、売主の注文受理の通知を受け取ってから 8 暦日以内に異議を唱えなかった場合には、締結された契約の全項目を留保なく不可逆的に承認したものとみなされます。

### 3. 料金の支払い条件

- 売主による明示的な別段の同意がある場合を除き、支払いは買主による製品の引取り日に売主が発行する請求書の日付から 30 日後までに、現金割引なしに正価で銀行振込により行われるものとします。

### 4. 納品及び返品

- 売主による別段の同意がある場合を除き、製品の引渡しは、売主の選択により、売主の工場又は倉庫を出た時点でなされます。
- 売主の事前の書面による承諾がなければ、返品は一切認められません。
- 納品は売主の在庫に準じて行なわれます。納期はあくまでも目安として示されるもので、保証されているものではありません。この納期が守られなかったからといって、売主の責任が問われることはありません。
- 売主は、工場又は倉庫から製品を出荷する義務だけを負います。

### 5. 保証及び責任

- 売主は、製品が納入の日に契約に記載されている技術仕様に適合していることを保証しますが、その他一切の保証は行わず及び／又は責任を負いません。買主は、製品を受け取ったら直ちに、使用の前に検査を行なう義務を負います。
- 第三者、特に運送業者に対して講じるべき措置を妨げることなく、売主に対する製品の瑕疵や不適合に関するあらゆるクレームは、製品の納入日から 15 暦日以内に書面によって売主に対してなされた場合に限り有効です。但し液体又は気体の製品に関しては、この期日は 8 暦日以内とします。買主は確認された瑕疵又は異常の実態を示すあらゆる証拠を提供し、売主がその瑕疵又は異常を検証できるように便宜を図らなければなりません。
- 買主が指定されている期限内に製品の品質検査を行わなかった場合、もしくは品質検査を行なった後に製品を使用または第三者に譲渡した場合には、売主は買主又は第三者による製品の使用の結果生じうる、いかなる性質の損害の責任も負いません。
- 買主が指定されている期限内に売主にクレームを送り、売主の責任が明らかになった場合、売主は都合に応じて、不都合だと認められた製品又は瑕疵のある製品の交換又は払戻しを行ないません。交換又は払戻しの対象となった製品は、売主に返品しなければなりません。
- 理由の如何にかかわらず、売主の責任は事由となった製品の価格を上限とします。売主はいかなる場合も、儲け損ない、売上、利益、又は商機の損失、一般経費の増加、或いは予定されていた節約幅の減少を始めとする、間接的損害及び／又は無形の損害については、たとえそれが予測しえたものであったとしても、買主に対する一切の責任を負いません。

- 売主は、特に製品の販売、特定の用途への適応、或いは使用による結果に関して、但しこれらに限定されることなく、その他いかなる明示的又は黙示的な保証又は責任を拒否します。単独で使用する場合でも、或いは他の製品と併用する場合でも、買主は製品の使用に関係する全てのリスクを唯一負うとともに、その使用の結果発生する直接的及び間接的なあらゆる損害について唯一責任を負います。
- 十分な根拠があるか否かにかかわらず、クレームにより買主が契約で定められた支払いの義務を免れることは一切ありません。

## **6. REACH 規則**

- 売主は、1907/2006/CE 規則（「REACH 規則」）を遵守して製品を製造、輸入、又は市場に出しています。REACH 規則の意味で製品に適用される安全性データシート（MSDS）の中で特定されている用途は、製品の技術的及び営業的仕様に関して、或いはある一定の用途に関しての当事者間での合意とみなされるものではありません。
- 買主は製品を引き取り次第、その使用に関する責任を負います。REACH 規則の枠内で、買主は特に自らの使用条件が安全性データシートの中に定められている使用条件に合致していることを確認します。REACH 規則で定められている輸送を伴う単離中間体の場合には、買主は REACH 規則第 18 条の条件を満たしていることを、販売に先立って書面により証明しなければなりません。(i)製品の不適合及び／又は不正な使用の場合、(ii)特に REACH 規則の適用に関連する法的又は規則上の義務を順守した結果、売主の義務の履行が不可能な場合或いは(iii)義務履行猶予期間が発生する場合には、売主の責任が問われることはありません。

## **7. 運送**

- 売主は運送人の選択を行ないませんが、その選択を理由に、或いは運送業務の履行を理由に、売主の責任が問われることはありません。唯一買主のみが運送人に対して自らの権利を保護し、輸送時に被った損害に対するクレームを定められた期限内に運送人宛てに直接送付し、売主にその写しを送付する義務があります。
- 買主は、製品価格に含まれない全ての運送費を売主に返済しなければなりません。関係する運送手段の如何にかかわらず、売主は契約締結後であっても、運送人から課せられた燃料費の値上げ、又は買主が負担すべき全ての輸送の追加費用を自動的に正当な権利として買主に転嫁する権利を留保します。
- タンクローリー、タンク貨車、及び ISO タンクコンテナの場合：請求される正味重量は、出荷の際に実施される計量によって確認され、計量台のラベルに記載されている重量です。
- 売主による明示的な別段の同意がある場合を除き、運送費には往復路及び買主の工場での 2 時間（タンクローリーの場合）或いは 48 時間（タンク貨車の場合）の駐車のための道路及び鉄道での運送設備の賃貸借費用が含まれます。売主は停車時間が追加になったことにより発生した費用を追加請求する権利を有します。
- 船舶及び平底船の場合（液体、固体、気体製品）：バラ積みで運送される製品について請求される正味重量は以下のとおりです：「F」及び「C」グループに関しては、出発港で確認され船荷証券に記載されている正味重量。「D」グループに関しては、納入場所で独立した監督機関が書面で認めた正味重量。
- 買主が利用する引取り及び運送手段の如何にかかわらず、買主は適用される規則を順守し、製品の引取り及び運送に関する最善の慣行を実施することを約束します。
- 船舶又は平底船の用船契約は、買主の求めに応じて提供される売主の審査規則に適したものでなければならず、売主はいかなる補償も行わないこととなく、不適合な船舶又は平底船を拒否する権利を留保します。

## **8. 梱包資材及び運送設備**

### 8.1 製品の運送及び在庫のために売主が提供する、再利用可能な梱包資材及び運送設備。

- 「再利用可能な運送設備」とは、特に小型コンテナ、タンク、或いは包装された製品用の運送設備を指します。再利用可能な梱包資材及び運送設備は、一時的な在庫として使用される場合には、納入された製品の在庫のためだけに使用されなければなりません。
- 買主は梱包資材及び運送設備を適正な保管状態に保たなければなりません。これらの梱包資材及び運送設備は、正規の方法及び／又は売主による特別な勧告に従い、取り扱い、空にし、取り出し、返却のために準備しなければなりません。

- 返却の際には、買主は荷役人及び発送人として、運送に関して適用される規則を始め、一連の現行規則を順守するために必要なあらゆる措置を取ります。返送が海路で行われる場合には、買主は売主が事前に承認した海運業者を選ばなければなりません。
- 梱包資材及び／又は運送設備は、当事者間で事前に定められた期間内に、或いはそれが無い場合には内容物を取り出し次第、当事者間で合意された住所宛てに、買主によって返送されなければなりません。
- この期限を超過した場合：(i)買主は売主に対して、梱包資材又は運送設備が使用できないために売主が負担することになる費用（賃貸料、管理費など）の総額の10%増しの金額に相当する補償金を支払わなければなりません。(ii)この補償は、合意された送付先に梱包資材又は運送設備が返送されるまで適用されます。(iii)梱包資材及び／又は運送設備の紛失、破損、及び／又は返却されない場合には、売主は買主に対して、代用の梱包資材又は運送設備の購入、並びにこの買換えに関連する直接的及び／又は間接的なあらゆる費用に相当する金額の支払いを要求する権利を留保します。(iv)買主によって払い込まれた補償金は、永久に必然的に正当な権利として取得されます。(v)梱包資材又は運送設備の運送、修理、又は代替の費用は、常に買主の負担であり、買主はこれらの劣化又は破損の責任を継続して負います。
- 製品の納入から起算して3か月が経過した場合、売主は当該の梱包資材又は運送設備の返却を拒否し、(iii)項の規定を適用する可能性を留保します。

### 8.2 売主が譲渡した梱包資材。

- 梱包資材が買主の所有物になった時、買主はこれらの梱包資材の廃棄又は再利用に関する責任を唯一負い、現行規則を順守してそれを行わなければなりません。再利用の場合には、買主は売主の名前を梱包資材から抹消する責任を負います。

### 8.3 買主が提供する梱包資材。

- 買主は製品を入れるための梱包資材の選択及び品質に関する責任を唯一負い、現行法規及び売主が特定した要件に合致する梱包資材を提供することを約束します。

## 9. 所有権の留保及びリスクの移転

- 販売された製品は、請求金額の全額が決済されるまでは売主が所有権を留保していることが明示的に合意されます。但しリスクは、買主が工場又は倉庫で引き取る場合には製品の引取り時点で、そして売主の主導による納品の場合には製品を運送人に託した時点で、リスクは移転され、買主は売主に対しても第三者に対しても単独でリスクを負うこととなります。
- 売主は買主が製品を引き取った後に、製品に関するあらゆる加工又は販売を行なうことを認めますが、この場合でも売主は、支払い遅延の場合或いは一部又は全額の支払い不履行の場合には、事前の催促なく最初の要求で、製品がどのような状態にあらうとも又誰の手にあらうとも製品の返還を請求する権利、或いは転売の場合にはその価格を請求する権利を保持することを明示的に合意します。
- 売主の求めに応じて、買主は(i)売主に帰属する財産目録及び(ii)売主の所有権に関係するあらゆる請求に有用な全ての情報を提供します。
- 売主の建物への製品の返送に関する全ての費用は、買主の負担になります。
- 買主は、所有者として売主名が証券に記載されており、製品が受けた、或いは製品がもたらした損害を補償する保険に加入しなければなりません。
- 前項は、全額又は一部の支払い不履行に対するあらゆる損害賠償請求を妨げることなく適用されます。

## 10. 支払い不履行

- 請求書又は手形の支払いを行わないことは、買主に帰責される行為の重大な不履行となり、売主は他の納品を保留する、又は売主のその他あらゆる権利を妨げることなく、買主の過誤を理由に正当な権利として契約は解除されたものとみなすことが認められています。
- さらに、請求書又は手形の支払い遅延は、事前の催促をしなくとも当然の権利として、以下を伴います。(i)商法典 L. 441-6 条に基づき計算された延滞利息の適用：(x)請求書に記載された買主が支払うべき税込みの金額をベースに、ユーロ建ての請求書の場合には、欧州中央銀行が最新のリファイナンス・オペに適用した利率（当該年の上半期に適用される利率はその年の1月1日現在の利率、当該年の下半期に適用される利率はその年の7月1日現在の利率）に10%上増しした延滞利息及び、(y)請求通貨の国の中央銀行の現行の手形割引率をベースに、10%上増しした延

滞利息、並びに(ii)取立費用のための一律補償 40 ユーロの適用（但し取立費用がこの額を上回る場合には、残りの取立費用を請求する権利は損なわれません）。

### **11. 不可抗力**

- 不可抗力の出来事が発生した場合には、売主はその影響を限度に、契約上のあらゆる責任を免れます。
- 特に製品の製造及び／又は在庫に悪影響を及ぼす出来事及び／又は事故、原料又はエネルギーの全面的又は部分的な供給停止、運送人の不履行、火災、洪水及びその他の天災、機械の破損、社会紛争（売主内部での紛争を含む）特にストライキ（全面的又は部分的）、行政の決定、規則の変更、政府の専制的行為、第三者に帰責される行為、軍事紛争、及び売主の契約履行を遅らせ、妨げ、又は経済的に法外なものにする全ての出来事は、契約によって、買主による不服申立てのできない不可抗力とみなされます。
- 売主には代替供給源から製品を調達する義務は一切ありません。このような不可抗力による出来事が 3 か月以上継続した場合、売主はその結果生じるあらゆる損失又は損害の責任を負うことなく、契約を解除する権利を有します。

### **12. 税**

- 契約に記載されている価格は税抜き価格であり、付加価値税及び／又は売主の利益に対する税以外の特に製品の販売、製造、又は運送に関するその他全ての税が加算されます。但し場合によっては売主の利益に対する税が適用されることがあります。
- i) フランス国外への製品の発送又は運送を理由に、製品の納入がフランス国内での付加価値税免除となる時、及び ii) 製品の発送又は運送が買主によって又は買主の名義で行われる時、買主が製品を引き取ってから 20 日以内に、もしくは複数回の引取りの場合にはその月の 15 日にまとめて 1 回、買主は現行のフランスの規則に従い、フランス国外に財を発送又は運送したことを証明できる全ての書類（「証拠書類」）を売主に提出しなければなりません。
- 前述の条件で期限内に買主からの証拠書類の提出がない場合には、売主が買主のために行われた販売に関する付加価値税を後日請求されることになる想定して、買主は速やかに付加価値税の額に相当する追加料金を売主に支払い、販売に付加価値税を適用しなかったこと又は証拠書類を提出しなかったことを理由に、売主に課されることになる全ての罰金又は遅延利息を売主に返済しなければなりません。

### **13. 管轄裁判所と準拠法**

販売一般条件及びより全般的に製品の販売は、フランス法に準拠して解釈されます。1980 年 4 月 11 日付の国際物品売買契約に関する国際連合条約は、明示的に除外されます。当事者間で起こるあらゆる紛争又は係争は、ナンテール商事裁判所（フランス）だけの管轄となります。買主が第三者によって別の裁判所に呼出しを受けた場合には、買主は売主を担保のために呼び出すことを現時点で放棄するものとし、その結果いかなる場合も本管轄特約条項が優先されます。

### **14. 個人情報**

買主は自社の従業員に対して、売主が本販売一般条件の枠内で従業員に関する情報の収集及び処理を行なうことを知らせる義務を負います。従業員の情報は、売主、そのグループ企業、及びその請負業者によって、注文管理、顧客及び潜在顧客リレーションフォロー、営業及び販売促進活動管理の目的で利用されます。1978 年 1 月 6 日付法律の第 38 条に則り、従業員は正当な理由で、自身の情報の処理に異議を唱える権利、並びに特に営業的な市場開拓の目的でこれらの情報が利用されることに異議を唱える権利を有しており、Arkema France, Direction Juridique, 420 rue d'Estienne d'Orves, F-92700 Colombes 宛てに書面を送付することでこの権利を行使することができます。

### **15. 輸出管理規則**

買主およびその従業員は、製品の販売、輸出、引き渡しに対して適用されるありとあらゆる法律、規制、及び官庁指令に従うものとし、

買主は、特に、欧州連合、アメリカ合衆国、国連が特定の国、個人、および民間団体に課す制限措置（「輸出規制」）について十分に認識していなければなりません。買主は、あらゆる面において、常時輸出規制を遵守する必要があります。特に、欧州連合、アメリカ合衆国、国連のブラックリストに掲載されている団体や個人への販売を行わないものとし

ます。買主が上記の内容に違反した場合、売主は、直ちに契約を解除する権利を有するものとします。

#### **16. 総則**

販売一般条件は、Arkema のウェブサイト(<http://www.arkema.com>)上で、複数の言語で公開されています。販売一般条件のフランス語版と翻訳版との間で抵触する場合、当事者はフランス語版が優先されることに合意します。

© ARKEMA グループ - 2016 年 2 月